The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	明治前期における神戸華僑への視線
Author(s)	西島, 民江
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 1993, 27, p. 14-32
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/56531
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

明治前期における神戸華僑への視線

西島民江

はじめに

一八五八（安政五）年の五か国通商条約により開港地に定められた神戸が実際に開港したのはその一〇年後であった。開港後に神戸を訪れるようになった外国人の中でも最も大きな割合を占めていたのは中国人（清国人）であるが、当時来港した清国人（華僑）[1]がどのような環境の中で、周囲の日本人と接していたかを知ることは容易ではない。

明治期の神戸華僑に関する研究史をふりかえるならば、内田直作『日本華僑社会の研究』（一九四九年）をひとつの画期とし、近年では経済史や地誌学からのアプローチも見られる。[2]だが実証研究の地平を一歩前進させたのは、洲脇一郎・安井三吉「明治初期の神戸華僑」[3]（一九八八年）といえよう。しかし、この論文も含めて華僑研究史の多くが、現在の神戸華僑のルーツを探る視点から貿易商の動向や料理店の発祥等の検討に力点が置かれ、華僑の様子を、当時の神戸社会における日本人と中国人の相互関係の中で十分なひろがりをもってとらえているとは言い難

い。

はたして開港から日清戦争へと向かう明治前期に神戸に居住していた華僑は周囲の日本人とどのような関係を取り結び、そしてどのような存在として映っていたのであろうか。この問題意識に基づきながら、本稿では当時神戸で発行されていた新聞『神戸又新日報』に現れる記事を中心に、華僑を、そして彼らを通した清国を、当時の日本人がどうとらえ、そこにどのような問題が存在していたかに論及していきたい。

第一章　神戸華僑社会の概要

一八六八（明治元）年一月一日の開港式から約半年後、早くも一二、三人の華僑が来港してきた。[4] しかし、当時の日本はまだ清国とは条約を結んでおらず、法的には華僑は居住を認められていなかった。明治四年の日清修好条規調印後、神戸に清国理事府が設立されたのはようやく明治一一年であった。このような経緯のもと、華僑人口は明治一一年以降増加していき、明治二〇年代には一〇〇〇人を超すまでになった（表一）。

この頃の華僑の階層を渡来状態から職種別に区分するとおよそ次の四つに区分できる。

まず、日清間の交易を目的として来神した貿易商がいる。彼らは神戸においても華僑社会のまとめ役として、中華会館やあるいは次々とできる同郷団体の総代のような重要なポストについた。

次に清国人の特技を活かして洋服や料理、印刷業といった自営業を営む者がいた。洋服商、塗装業などは比較的早く（明治二年頃）開業し、その後は印刷業、雑貨業、豚肉業などを営む店が明治一〇年ごろに開業した。これらの商店を中心として南京町の形態が整っていくことになるが、このころの客は西洋人か華僑がほとんどで、日本人

の姿はあまり見かけなかった。[5]

第三に西洋人商人の下で働く者がいた。彼らの身分は買弁[6]からコックや単なる使用人まで幅広いが、その身分は雇い主である西洋人に委ねられている点で非常に不安定であった。そのため雇い主が商売の失敗等で本国への撤退を余儀なくされた場合、買弁はその経済能力を活かして自ら日本との貿易を始めることができ、またコックのように特技を持った者は自営業を営むことができたが、そうでない者は路頭に迷うしかなかった。

そして四番目に港で働く沖仲士や無職の者の存在があった。ここには前述のよ

〈表1〉　神戸華僑人口の推移

	清国人(A)	西洋人(B)	合　計(C)	華僑の占める割合（A／B）（%）
1871（明治 4）	▲240	▲314	▲554	43.3
1873（明治 6）	207	342	549	37.7
1878（明治11）	619	397	1016	60.9
1879（明治12）	617	389	1006	61.3
1880（明治13）	517	341	858	60.2
1881（明治14）	547	400	947	57.7
1882（明治15）	692	299	991	69.8
1883（明治16）	594	405	999	59.4
1884（明治17）	505	371	876	57.6
1885（明治18）	630	273	903	69.8
1886（明治19）	630	273	903	69.8
1887（明治20）	597	296	893	66.9
1888（明治21）	732	378	1110	65.9
1889（明治22）	887	539	1426	62.2
1890（明治23）	1433	606	2039	70.3
1891（明治24）	913	626	1539	59.3
1892（明治25）	1133	791	1924	58.9
1893（明治26）	1004	763	1767	56.8
1894（明治27）	455	813	1268	35.9
1895（明治28）	988	920	1908	51.8
1896（明治29）	1121	791	1912	58.6
1897（明治30）	1250	852	2102	59.5

（註）　表の作成に関しては『兵庫県統計書』各年を参考にした。ただし，1871（明治4）年分（▲印）は『神戸開港三十年史』に記載されていたものを使用した。

うな雇い主を失った西洋人雇いの者も含まれるが、来神華僑のなかで最も比率が高かったのは、実はこれら四番目の人たちであった。

明治三年に清国人取締仮規則が発足した際、上等（奴僕ヲ召遣フ者ヲ云）は二二名、中等（自営ノ者ヲ云）は二三名、下等（奴僕ト成者ヲ云）は一四五名、計一九〇名と記されている。[7] この清国人取締仮規則は、条約未済国人ながら神戸に居住していた清国人の動向を把握しておくために、籍牌料（税金のようなもの）を階級ごとに定めてその支払を義務づけたものだが、この史料では下層階級が圧倒的な比重を示している。

当時の華僑の生活空間は、他の外国人（西洋人）とは区別されていた。神戸において外国人居留地の建設は明治元年から始まり、その後土地を区分して外国人に競売する形式を取っていたが、[8] 清国人は条約未済国人であったため、当然外国人居留地への居住は許されなかった。西洋人商館内へ住む使用人等を別にすると、清国人たちは当初、居留地境界西側に接する雑居地の海岸通や栄町一、二丁目に日本人から家を借りて住んでいたようだ。[9] そして明治一〇年頃になるといわゆる「南京町」を形成していくことになる。

当時の雑居地の状態は、道路の修繕が不十分であり、水はけが悪く、人家のまわりに土地を低くした溝を掘っただけの状態で、一度雨が降ると泥水がたちまち往来に流れだすといった有り様であった。[10] またこの雑居地には港湾整備のための土木工事や貿易の振興に伴って来神した多数の日本人下層民衆も居住しており、一種のスラム街のような状況であった。このような土地に華僑の多くは住んでいたため、周囲の市民から、反衛生的、暗い、汚いといった雑居地の印象がその中に住んでいた華僑にも付与されていったといえよう。華僑は、周囲の日本人と接触はしていたけれども、その接触は雑居地内というごく限られた空間であり、実際に彼らとの接触ができた人も特定の階

層の人たちだけで、全ての神戸市民が同様に接し得たわけではなかった。そして、個人的な接触をせずに周囲から眺めているだけの市民の中から、華僑イメージが形成されていくのである。生活空間上本当に接しているわけではないにもかかわらず、断片的に入ってくる情報でもってあたかも相手の本質を自分がとらえたかのように思い込んでしまう、このことが後述する華僑への意識形成の下敷になっているのである。

第二章　華僑の犯罪と排斥意識

当時すでに、華僑を指す蔑称として「チャンチャン坊主」[11]なる語が使用されていたことが新聞の中などに見受けられることからも、神戸市民の中には華僑に対してある種の感情が芽生えていたといえよう。

それでは、周囲の神戸市民は華僑の日常をどうとらえていたのか。この問題に答え得る直接の史料はないが、民衆の目に入った華僑の行動を調べる中で、当時の民衆の華僑への意識はわずかなりとも推察できよう。

この考え方から、華僑が起こした行動の中から犯罪行為について考えてみたい。犯罪行為は社会から認められない行動であり、犯罪者は社会から疎まれる存在となるからである。そして、犯罪者を多く抱える集団は、集団そのものが犯罪を起こす（あるいは起こしかねない）存在としての扱いを受けてしまう。当時、かなりの数の華僑が賭博行為、阿片吸引、淫売に関係していたことは事実であった。これについては清国領事自らがそのことを認め、憂慮していたことが兵庫県知事宛の書簡からも窺い知ることができる。[12]賭博、阿片吸引、淫売、これらはいずれも雑居地内でごく日常的に行われていた犯罪であった。

賭博は日本でも古くから「てなぐさみ」と呼ばれ一種の娯楽行為として行われていたが、[13]明治一〇年の紙幣の下

落、明治一八年の不景気が極まって翌々年神戸では大流行を来した。その中で華僑の賭場は「入口には清国人二人と日本人三人が見張りをして（彼らにとって）不審な人物は中には入れない」[14]ものものしさであった。また、一度の手入れで四、五〇人が捕まる非常に大規模なものでもあった。このような華僑による賭博の流行のため、明治二一年には賭博犯の告発者には徴収した罰金を与える制度も敷かれたが[15]、検挙者の増加を見たのみで、賭博行為をなくすという根本的な解決策には至らなかった。ついに明治二二年には清国理事府に照会し、二〇名の清国人を強制退去させるに至っている。

阿片に関しては、明治二二年の日清修好条規通商章程の改正の際にも、阿片禁煙違反者の処分についてかなりのスペースを割いて書簡が交わされていることから[17]、これも華僑の間で相当根づいたものだったと考えられる。事例を挙げると、例えば明治二二年に清国人・張阿林なる者が日本人巡査によって現場を押さえられ逮捕されている[18]。

淫売についての詳しい史料はあまり見当たらないが、芸娼妓紹介所や出稼醜業婦を斡旋するものはいたらしい。

以上のような犯罪に華僑が深く関わっていた理由には、彼らの住んでいた雑居地には治外法権が認められていたため警察が踏み込み難かった点と、第一章で見たように雑居地に集まる日本人は荒くれた下層の労働者が多く、その結果、雑居地内の風紀が乱れていたことが挙げられる。

犯罪を介して華僑と関わりを持った者を世間は嫌悪し、排斥した。当然彼らの犯罪を増長させていると見なされた華僑に対しては、それ以上に嫌悪感を持ったと思われる。右に挙げた犯罪は事件的要素は少なく、発覚の際のインパクトも少なかったけれども、長期にわたって抱えていた問題であったため、かえって神戸市民の華僑への嫌悪感も消えることはなかった。

華僑が関係した犯罪で別の代表的なものに、日本人幼児の誘拐、売買がある。

これが比較的早い時期からすでに問題とされたことは、明治三年七月の外務省から各港宛の書簡にうかがえる。[19]「容貌のよい貧民の幼女を清国人がかどわかすそうだから、もし何かあれば連絡するように」との指示に対し、何件かの事例が各港で挙げられた。多かったのは長崎と横浜で、ここでは神戸の事例は挙がっていない。しかし明治一六年頃から支那人が幼児を誘拐するという風説が神戸市内でも流れ、市内の父兄を恐れさせた。[20]また、日清戦争後もこの犯罪は無くならず、明治三六年には清国駐神戸領事自らが、日本人幼児誘拐の厳重な禁止と処分の告示を華僑の密集地帯へ貼り出している。[21]大正の始め頃にも、世間の親は子供がおそくまで遊ばないように「子取りにさらわれる」と言い聞かせていたようであり、[22]この犯罪事件は、神戸市民に華僑への恐怖感を植えつけることになったであろう。

ところで神戸市民の華僑イメージはこのような「犯罪者」像だけから構成されていたのではなかった。別の要因として、清国人労働者が多くなれば、自分たちの雇用が脅かされかねないという恐怖と敵対心が存在していたことが指摘されるべきである。

例えば明治一九年一月には、洪水によって職を失った一六五名の広東人が長崎港に来港したり、[23]明治二三年にはドイツ汽船で二、三〇〇名が横浜へ出稼ぎに来て恐慌を引き起こす原因となっている、[24]等の報道が各新聞紙上で報じられている。

神戸の新聞ではこのような記述は見当たらなかったが、その代わりに欧米における中国人労働力排斥問題に関しては、高い関心を示していた。例えば明治一九年アメリカのタコマにおいて中国人放逐の騒動が起こり、その後中

国人居住禁止議案が可決された記事や、[25] オーストラリアで白人の職工が中国人に圧倒されていると報じた記事が[26]その一例である。

当時は、奴隷貿易に代わって一八三四年頃から開始され、以後ほぼ四〇年にわたって展開された欧米諸国の「苦力貿易」が、世界の非難を浴び一応の終結を見ていた時代であった。また、国の建設にあたって労働力需要の高かったアメリカでも、一八八〇年代に清国人の大量移住が本格化し、各地で排斥運動が表面化してきた頃でもあった。

まさにこの時期に開港した神戸でも、やはり多くの労働力は必要だったのだが、次々と伝わってくる各国の状況を耳にするにつけ、自国の労働力が清国人労働力に凌駕されかねない危惧は市民の中にも当然生まれたと思われる。明治二三年、雑誌『日本人』は条約改正の問題に関して「支那人の内地雑居を論ず」と題する論文を掲載し、その中で清国人の内地雑居を認めた場合の弊害について、まず欧米の清国人排斥運動に触れた後、「我国の細民は、一層之に優るの、忍耐力及び勤倹力なかるべからず」、それゆえ「果して然らは我国労働社会の事業は殆ど皆彼等の占領するところとなるやも知るべからず」と危機感を煽っている。[27]

他方で、日本人の海外出稼ぎもこの頃から増加し始めていた。明治三〇年代には欧米出稼ぎの日本人労働者と清国人労働者を対峙して論じるなど、欧米での排斥運動への報道の仕方にも変化が見られるが、[28] 当時は清国人労働力の移入はその国にとって悪影響を及ぼすだけだ、という認識にとどまっていた。

以上で見てきたような意識は、当時の国家上層部の知識層にあった、清を開化に遅れた老大国として軽蔑する姿勢とは全く別の種類のものである。しかし、自分たちと日頃向き合う存在であるからこそ芽生えた神戸市民の華僑への敵対心や蔑視は、蔑清、蔑亜、脱亜の思想に結びつく可能性を秘めており、その上で両者の意識は同じ方向性

を持つものであったといえよう。

第三章　西洋人との比較による華僑像の形成

次に、神戸市民の華僑に対する意識を探る一つの方法として、同時期に来港した西洋人への意識との比較を行ってみたい。そのために当時神戸で発行されていた『神戸又新日報』を分析することにする。

〈表2〉　神戸居留外国人に関する記事

（単位：件）

	中国人		西洋人	
犯罪・事件	賭博	2	日本人への乱暴	11
	日本人との喧嘩	2	事故	4
			西洋人同士の喧嘩	4
			日本人との喧嘩	3
			訴訟事件	3
			日本人連去	3
	小計	4	小計	28
行事	祭事	11	興行予告	15
			夜会，舞踏会	10
			催物	10
			集会	3
			祭事	1
	小計	11	小計	39
その他	小咄的記事	6	小咄的記事	15
	支那人養女	2	外国人妾	2
	小計	8	小計	20
動向	官吏，軍鑑の去来	23	官吏，軍鑑の去来	78
	民間人の動向	2	民間人の動向	37
			御雇外国人の動向	24
	小計	25	小計	139
	計	48	計	223

（『神戸又新日報』明治20年1月1日～12月31日）

明治中期、神戸で発行されていた新聞のうち、日刊だったのは『神戸又新日報』（以下『又新』と略す）一紙であった。『又新』は明治一七年五月、『時事新報』を手本として、立憲改進党の立場でありながら無党色の新聞としてスタートし、明治一九年からは政府、県の布告も載せるようになり、そのために読者数は飛躍的に上昇、日刊約二六〇〇部までになった。以後、読者の増大とともに報道主義の立場を取るようになった当時の神戸を代表する新聞である。

明治二〇年一年間の『又新』が扱った外国人に対する記事の分類を行ったのが表二である。華僑に関する記事のうち最も多いのは行事関係の記事で、全部で十一件ある。

華僑が多数渡来して共同体としての組織が固まってくると、当然、清国人としての行事（祭祀など）を執り行うようになる。中でも彼らにとって特に重要であったのは、旧正月や関帝祭の儀式であり、これらはまた、在神華僑の精神的な拠り所としての役目も果たしていた。関帝祭の模様について、『又新』は次のように報じている。

関帝の祭り　予記の如く去二日より居留支那人が関帝の祭を執行せしが殊に一昨夜は栄町一丁目の四七番館に支那人多く集り関画像を祭り見事な飾り付をなし音楽あり爆竹ありなかなかの盛典にしてありし。[29]

また、清帝親政の祝宴が開かれた際には、準備の段階からも記事が書かれており、その状況もかなり詳細に報じている。それによると、華僑はみな休業し、清国領事門前には色とりどりの装飾をなし、またその夜は領事が夜会を催して阪神間の官衙や銀行員百数十名を饗応し、芸妓四〇名ほどを媒酌にあたらせた。[30]そして「例の陳文漢の寝言を書たる」、「例の爆竹を遣らかし為めに市民の安眠を妨害せしのみならず」、「何が何だか薩張り訳らねど御当人

達はチイチイパアパアと喜び居た丈が可笑ひ」と述べている。

華僑の行事は爆竹などを鳴らした派手なものであった。しかし日本にはこのような風習はなかったため、市民の生活の妨げになる迷惑なものとして、また、訳も分からないまま楽しむ不可解なものとして市民の眼に映ったのである。

ところが、一応は興味を持たれていた華僑の行事に関しても、時代が下るにつれ、その姿勢に変化が訪れる。神戸華僑社会の内部では、明治二一年四月に大阪布施の廃寺・長楽寺を復興させて、通称南京寺と呼ばれる華僑の寺を建立した。また明治二六年一月には、中華会館が新築された。ここは俗に南京倶楽部と呼ばれ、華僑の拠り所の役割を果たした。この中には関帝廟が祀られ、会館内の様子は支那風で宏壮華麗であった。[31] このように明治二〇年代は華僑社会の形態が整ってきた時期であった。

『又新』には、中華会館の開館式について、「さまざまな飾りつけをし、獅子舞や華僑風俗の行列が市内を練り歩き、非常に珍しい見せ物であった」[32]と記されている。しかし長楽寺の復興に関しての記事は見当たらず、市民の華僑に対する視線の中に少しづつではあるが変化が見受けられる。例えば明治二五年三月二五日の『又新』に寄せられた投稿は「関帝の廟」と題され、「蓋し南京人の崇め奉る所にして日本人の左のみ感服仕らざる所なるべし」、その理由として日本人の歴代豪傑と関羽の行状を比べた上で、「其容貌閻魔に似たれば死して後堂を建られ金箔の奉加に有付くも亦宜ならずやと見たり嘲けり得て面白ければ雑録子生捕り来てここに」と結んでいる。関帝廟に対しての日本人の意見であるが、ここでは華僑の信仰の対象である関帝そのものが「嘲り」を受け、蔑視の眼で見られているといえよう。中華会館の行列のように直接自分たちが見物して楽しめるものには興味を持つが、そうでは

ない、例えば華僑の宗教的な「南京寺の建立」や「関帝廟」などは視線をはずされるか、あるいは「嘲り」の対象となっていったのである。

このことは、それまでの自分たちの見ている華僑の実態から生じる蔑視感にその華僑の背後にある中国文化や中国の伝統に対する蔑視も付随してきたことを示すといえよう。

その後、日清戦争を経た明治三〇年になると華僑社会の行事に関する記事は宗教上の祭祀に関してのみならず、全くなくなってしまった。この時期には華僑人口も戦前以上になり（表一参照）祭祀も以前同様行われていたにもかかわらず、である。戦中に日本人の子供から瓦礫を投げつけられて破損を受けた中華会館も、この頃復興されたが、もはや、その動向は市民の関心外のものであった。そして華僑の行事に向かっていた視線は、西洋人社会の行事へその位置を動かしているのである。

明治一五年に県知事として就任した内海忠勝は欧米風の交際を奨励したため、日本人と西洋人が同時に会する夜会が頻繁に催されるようになった。例を挙げると、明治二〇年二月七日夜、つまり華僑が清帝親政の祝宴を開いていた頃、内海夫妻の催しで県会議事堂にて夜会が開かれ、各国理事をはじめ一〇〇名ほどの外国人と市内の紳士淑女二〇〇名が一同に会していた。[33] また、同年七月六日に関帝祭が開かれていた時にも、居留米国人が独立一一〇年式典を居留地内の劇場で行っており、その様子はかなりのスペースを割いて詳細に報道されている。[34] その後も華僑の行事に関する記事が少なくなっていくのとは対照的に、夜会の模様のほか、居留地の西洋人が主催する運動会や演劇などの記事がどんどんと紙面を賑わせていく。

県知事による欧化政策の下で、神戸市民にとって西洋社会の行事は自分たちの近い未来の理想像、あこがれの対

象として映った。最初は同じような異国趣味の催しが、一方は行政側からの奨励によって注目され、もう一方は奇異な風習と見なされるにとどまり、ついには関心すら向けられなくなるという構造を、そこに見ることができる。

ところで、先に挙げた（表二）をもう一度見てみたい。明治二〇年という年代の設定は、一つには華僑社会の内部構造がまとまってきた時期であることと、もう一つは『又新』の史料としての制約からきている。この表に示された記事の内容を大別するとおよそ次の四つに分けることができる。すなわち、（一）犯罪、事件などに関する記事、（二）行事や催し物などその社会全体に関する記事、（三）外国人妾になった女性の話などの三面記事、そして（四）官吏や要人の動向や軍艦の去来といった比較的事務的な記事、である。

その内（四）に関しては各国ごとに書かれているので、西洋人全体を一括して華僑と記事数の比較はできないが、行事については西洋人は居留地社会の中で一括して見ても差し支えないであろうし、事件数についても居留人数から比較できる。以上から（四）以外の記事をそれぞれ合計してみると、華僑二三件に対し西洋人八四件と大幅な違いがあらわれている。中でも犯罪や事件に関しては、西洋人は華僑の七倍も引きおこしている。特筆すべきは西洋人の日本人に対する暴行であり、これは上陸してくる水兵にとっては日常茶飯事であったようだ。横浜でも明治五年六月から明治九年一二月における集計で、西洋人の暴行事件が三五〇件も発生したのに対し、清国人には全くなかった。[35] この現象については、従来中国人は殺人や傷害等の凶悪犯罪を軽蔑しているためであるという見解もあるが、そのような倫理だけでは片づかないほどの発生率の差である。西洋人に暴行事件が多発した背景には、すぐに船に戻る水兵の存在があり、治外法権の下で横暴な態度にでる者が多かったのに対し、華僑は日常生活の中で日本人との衝突を避けようとしていた姿勢を見ることができる。

しかし、西洋人の犯罪は一時的な事件が多く、西洋人社会全体のイメージを悪くするものではなかった。あくまで西洋人社会は居留地内の社会を指し、日本にとっての理想的社会であった。西洋人社会の行事についての記事の多さがそれを物語っている。

一方、華僑の犯罪の方は、記事になるようなものは少なかったかわりに、日常的に南京町内で賭博や阿片が横行していたため、醜悪なイメージが華僑社会全体へと広がる構造を持ち得たといえる。

神戸市民にとって、市内を徘徊する個人は華僑であっても西洋人であっても胡散臭く感じられていた。実際に西洋人を指す蔑称（「髭奴」「赤髭」）等もあり、数々の事件記事からもそれは窺い知ることができる。しかし問題が西洋人社会と華僑社会になると事態は変わってくる。一方への眼差しの中には生活モデルとしての羨望や憧れが、また他方へのそれには蔑視さらには先に見たような忌避という態度が示されており、そこには決定的な落差が存在していたのである。

この他に、西洋人に対する意識と華僑への意識が違ってきた背景として、来港したものの立場の違いがある。すなわち、西洋人の中にはお雇い外国人として来港したものもいた。お雇いには官傭と私傭があったが、特に官傭の使命は、日本の近代化政策の一環として政府がモデルと考えた欧米先進諸国の各部門における近代的諸制度の導入にあたって実際面で学術、技術を日本人に提供、指導することにあった。(36)

このようなお傭い外国人（西洋人）の動向は、『又新』紙上でも頻繁に取り上げられており、大いに関心を集めていたことがわかる。西洋人の指揮の下に学校が建てられ、その教師に西洋人を迎え、あるいは政府側から技師として派遣されるなど、その功績は市民の眼に見える形で表されていった。

一方、清国人の中にもお雇いとして来港した者はいたのだが、彼らはいずれも製茶職人や藤細工職人といった職工であった。彼らもまた、日本の産業の発展にとっての役割を担っていたけれども、それは日本が欧米先進諸国に追いつくための技術を習得するために雇ったにすぎず、清国をモデルにしたためではなかった。お雇い外国人の数は神戸に居住する外国人総数から見ればごく少数であるが、出身国のあり方が具体的、個人的な外国人の人格の評価につながる要因となっていることで、市民の眼から見た外国人像の形成に少なからず影響を与えたと考えられる。

おわりに

以上、明治前期の神戸華僑の状況及び日本人側の彼らに対する反応を見てきたが、まず言えるのは市民が清国人をその他の西洋人とは全く分断してとらえていたこと、そして、市民にとっての「外国人」とは西洋人を指し、華僑はその範疇にはなかったことである。この点は史料中の「外国人」なる語が、そのまま西洋人を指していたことからも自明である。もちろん西洋人と清国人との外見上の違いもあろうが、それ以上に華僑と西洋人の生活様式が全く違っていたことが二者を別のものとする結果を招いたといえる。

市民の対華僑認識は二つの方向から形成されていった。一つは政府の西洋化志向から生じたものであり、もう一つは市民自身の側から生まれたものである。

政府側の西洋化志向は県知事の欧化政策により市民の眼を居留地社会（西洋人社会）へと移し、西洋人社会の催し物や行事に敏感に反応させた。また、お雇い外国人の存在とその功績が市民の眼に見える形での文明の恩恵を示すことになった。このような状況は、それが意図的なものではなかったにしても、結果的には西洋人と対峙する形

で存在していた華僑に対して、自分たちの生活向上とは結びついていないという意識と華僑社会への無関心を植えつけていった。

一方、市民の側から生まれた意識は、雑居地内の醜悪なイメージから形成されてきたものであるが、市民が抱いていた華僑像は実際の華僑社会全体を把握した上のものではなく、かいま見る姿から自分の中で膨らました部分を多分に持つものであった。

以上の分析から、神戸というある地方で、ある種のフィルターをかけられた華僑の印象がやがて清国全体へとリンクしている構造があらわれてきた。本稿では取り上げられなかったが、当時の日本人の対清国意識と実際の華僑との関係をもっと掘り下げるために、これからは日本人側、華僑側、それに西洋人側からみた記述についても調べ、それらを比較検討していく作業が必要になってくるであろう。このことは今後の課題としたい。

注

（1）実際には本稿年代当時は日本人は「華僑」とは呼ばずに「居留清国人」「居留支那人」と呼んでいた。しかし、便宜上本稿では日本に居留していた中国人を総称して華僑と呼ぶことにする。ただし、史料に添う場合はこの限りではない。

（2）代表的なものとして、籠谷直人「一八八〇年代のアジアからの衝撃と日本の近代」『歴史学研究』六〇八号　一九九〇年、藤岡ひろ子「外国人居留地の構造」『歴史地理学』一五七号　一九九二年など。

（3）洲脇一郎・安井三吉「明治初期の神戸華僑」神戸大学教養部紀要『論集』四二号　一九八八年。

（4）村田誠治編『神戸開港三〇年史　上』一八九七年、二九七頁

（5）鴻上俊雄『神戸大阪の華僑』華僑問題研究所　一九七九年、二〇五頁

(6) 日本に進出した欧米の商社は、中国人の買弁に商品の買いつけを担当させていた。
(7) 『府県史料　兵庫県史』
(8) 前掲書(4)、三二八頁
(9) 前掲書(5)、一六八頁
(10) 前掲書(4)、三〇一頁
(11) 『又新』明治一九年一〇月二一日
(12) 『日本外交文書』第二二巻「事項一六外国人取扱ニ関スル件」
(13) 兵庫県警察本部編『兵庫県警察史　明治・大正編』一九七二年、三五九頁
(14) 『又新』明治一九年五月二三日
(15) 前掲書(13)、三五七頁
(16) 前掲書(4)、六六五頁
(17) 『日本外交文書』第一一巻「事項五日清修好条規通商条約ニ関スル件」
(18) 前掲書(4)、六六三頁
(19) 『大日本外交文書』第三巻「事項二五清国人ノ日本小児買取ニ関スル件」
(20) 前掲書(4)、六六三頁
(21) 前掲書(5)、一七七頁
(22) 前掲書(5)、一七七頁
(23) 『朝野新聞』明治一九年一月一九日
(24) 『あづま新聞』明治二三年一二月一三日
(25) 『又新』明治一九年一月一九日
(26) 『又新』明治一九年一二月一二日
(27) 『日本人』第三五号　明治二二年一一月一八日
(28) 『又新』明治三〇年五月一日

(29) 『又新』明治二〇年七月六日
(30) 『又新』明治二〇年二月七日
(31) 前掲書(4)、七四一頁
(32) 『又新』明治二六年三月三一日
(33) 『又新』明治二〇年二月七日
(34) 『又新』明治二〇年七月六日
(35) 伊藤泉美「横浜華僑社会の形成」『横浜開港資料館紀要』第九号　一九九一年、二三頁
(36) 梅渓昇『お雇い外国人（一）概説』鹿島出版会　一九六七年

（平成四年度卒業生）